

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
放課後児童クラブ利用者支援事業	本地震で被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、民営の放課後児童クラブ利用者の利用料支援	家屋のり災程度により減免 ・全壊・大規模半壊世帯10/10 ・半壊世帯1/2	こども未来課 子育て支援係 ☎282-1346
臨時託児サービス設置事業	町や団体(NPO・ボランティア等)が開催する復旧復興に向けた説明会やイベント等の際の託児サービスの実施に要する経費の支援	託児サービスを実施する団体補助率：10/10	
農地等被災農業者生活支援事業	①借地等による営農維持支援 ・復旧工事に係る代替耕作地の借地料、機械借上げ等の経費を助成 ②被災農業者の雇用支援 ・被災農家を雇用した地域JA・農業法人が支払う雇用労賃の一部を助成	①借地等による営農維持支援 本年産の作付開始から交付対象補助率：定額(支援期間は原則1年) 補助上限：22,000円/10ア ②被災農業者の雇用支援 5月1日以降の雇用分が交付対象補助率：1/2以内(支援期間は原則1年) 補助上限：97,000円/月	農業振興課 農林企画係 ☎282-1607
農家の自力復旧支援事業	農業の維持を図るために、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費を支援	・作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費、燃料費等 補助率：1/2以内 補助上限：20万円/箇所	
小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業	被災した小規模な農業用水路・農道について早期に自力復旧を行い、営農再開に向けて、復旧に要する経費を支援	被災した農業用水路・農道のうち国庫補助事業の対象とならない箇所における復旧に要する経費(多面的支払交付金事業実施箇所を除き、かつ受益者2戸以上) ・作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、労務費等 補助率：2/3以内 補助上限：26万6千円/箇所	農業振興課 耕地係 ☎282-1607
地域水道施設復旧事業	震災で被害を受けた組合営(民営)水道施設の災害復旧事業に要する経費の一部を支援	国庫補助の対象とならない組合営(民営)水道施設に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送付施設、配水施設、給水施設等を原形復旧するために要する経費 補助率：公営水道と統合する場合：8/10 公営水道と統合しない場合：1/2	環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604
被災者見守り対策強化事業	応急仮設住宅に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活を送れるよう支援	見守り強化対策として、町が民間セキュリティ会社等を利用した緊急通報システムを設置する経費 補助率：10/10 補助上限：通報装置の利用に係る費用(4,000円×月×世帯数)+通報装置の設置および撤去費用(13,500円×世帯数)	福祉課 地域包括支援センター ☎282-2911
復興支援ボランティア連携推進事業	被災地域の方々と災害ボランティア団体が連携して迅速・効率的な被災者支援を進めるため、被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を助成	①子ども支援、親支援(育児支援等) ②日常生活支援(移動・買い物等) ③自立的復興に向けた人材育成支援 交付基準：1団体あたり上限額：100万円 1市町村あたりの上限額：200万円	福祉課 社会福祉係 ☎282-1342

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
地域コミュニティ施設等再建支援事業	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として永年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援	対象：神社、お堂、祠など ・次の①～④全てに該当するもの ①町の区域内②専ら地域住民が利用する③専ら地域住民が交代で維持管理している④祭りや行事などにも活用され、今後も継続する 補助率：1/2 補助上限：1,000万円(事業費2,000万円)	総務課 地域・防災係 ☎282-1111
自治公民館再建支援事業	被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落または自治会等に対して、建替えおよび修繕に要する経費を支援	・次の①～④全てに該当するもの ①町の区域内②専ら地域(集落)の住民が利用する施設③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、自主的に管理・運営している施設等④社会教育法に規定する公民館活動で活用され、今後活用されることが確実な施設等 補助率・補助上限については認可地縁団体とそれ以外の団体で異なるので担当課へ直接お尋ね下さい。	社会教育課 社会教育係 ☎282-0888
共同墓地復旧支援事業	集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援(個人の墓石再建に係る費用は対象外。ただし、通路等の共有部分に墓石が倒れ、通行を阻害している場合に墓石を元の場所に戻す費用は対象)	対象：集落共有の墓地 ※宗教団体・公益財団法人および個人が経営主体の墓地は対象外 補助率：1/2 補助上限：1,000万円(事業費2,000万円)	環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604
住まいの再建支援事業(自宅再建利子助成)	住居が被災したことにより、金融機関等から融資を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部または一部を一括して助成 ※民間賃貸住宅入居支援事業(市町村事業)との重複申請はできません。	【自宅再建利子助成の場合】 ●収入要件あり ・世帯収入(世帯員合計)500万円以下(再建住宅入居日の前年分) ・子育て世帯については、子ども1人の場合50万円、2人の場合100万円、3人の場合200万円を収入として加算します。 ※ ¹ 個人事業者等は、所得で判断します。 ※ ² 高齢者、障がい者についても、収入要件の緩和があります。	
住まいの再建支援事業(リバースモーゲージ利子助成)	住居が被災したことにより、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例等)を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の一部を一括して助成 ※民間賃貸住宅入居支援事業(市町村事業)との重複申請はできません。	借入額のうち850万円を限度に利子分を一括助成 次のいずれかに該当するもの(共通) ①仮設住宅(建設型、借上型)の入居世帯 ②全壊または大規模半壊のり災証明書の交付世帯 ③半壊のり災証明書の交付を受け、解体した世帯 ④法に基づく長期避難世帯	福祉課 社会福祉係 ☎282-1342